

入札説明書

大石中町汚水処理施設解体撤去工事に係る 施工監理業務

令和8年2月9日

大津市環境部環境施設課

入札説明書

本市が発注する「大石中町汚水処理施設解体撤去工事に係る施工監理業務」の一般競争入札に係る事項については、この説明書によるものとする。

1 業務概要

| | |
|-------|--|
| 委託業務名 | 大石中町汚水処理施設解体撤去工事に係る施工監理業務 |
| 委託場所 | 大津市大石中六丁目 |
| 業務期間 | 契約締結日の翌開庁日から令和9年9月30日まで |
| 業務内容 | 大石中町汚水処理施設解体撤去工事に係る施工監理業務 一式 |
| 仕様書等 | 大津市環境部環境施設課の窓口で閲覧に供するとともに、大津市ホームページの当該入札公告のページに掲載する。 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日（以下「公告日」という。）から開札の日までにおいて、令和7年度大津市測量・設計等入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

| | | |
|-----|----------------|---|
| (1) | 法令等による登録 | 次のいずれかの要件を満たす者であること。 ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。 イ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による「廃棄物部門」の登録を受けていること。 |
| (2) | 入札参加申請における希望業種 | 次の要件を満たす者であること。 ア 次のいずれかに該当する者であること。 (ア) 「建築士事務所」であること。 (イ) 大津市内に本店を有する者にあつては「建設コンサルタント」、大津市内に本店を有しない者にあつては「建設コンサルタント（廃棄物）」であること。 イ 令和7年度大津市測量及び建設コンサルタント等入札参加申請書に添付した測量・建設コンサルタント等経営状況等総括表において、建築士事務所又は建設コンサルタントに係る直近2か年間の年間平均実績高が50万円以上であること。 |
| (3) | 所在地区分 | 本店又は委任先が近畿府県（滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県）に存すること。 |
| (4) | 履行実績 | 過去15年間（平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間をいう。以下同じ。）に元請として、次のいずれかに該当する業務を受託し |

| | | |
|-----|---------|--|
| | | <p>て完了した実績を有する者であること。</p> <p>ア 国又は地方公共団体が発注する鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延床面積1,000平方メートル以上の建築物の解体工事に係る設計業務又は監理業務</p> <p>イ 国又は地方公共団体が発注する廃棄物処理施設(焼却施設)の解体撤去に係る設計業務又は施工監理業務</p> |
| (5) | 配置予定技術者 | <p>ア 本業務において、次の要件を満たす管理技術者及び担当技術者を配置できること。ただし、管理技術者は、担当技術者を兼ねることができる。</p> <p>(ア) 管理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な(公告日現在において3か月以上)雇用関係にある者であり、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>a 一級建築士の資格を有する者であること。</p> <p>b 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(a) 次のいずれかの技術部門に係る技術士法(昭和58年法律第25号)第32条第1項の規定による登録を受けている者であること。</p> <p>i 建設部門(選択科目を「建設環境」とするものに限る。)</p> <p>ii 衛生工学部門(選択科目を「廃棄物・循環資源」又は技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第45号)による改正前の技術士法施行規則(昭和59年総理府令第5号。iiiにおいて「旧規則」という。)による「廃棄物管理」とするものに限る。)</p> <p>iii 総合技術監理部門(選択科目を「建設環境」若しくは「衛生工学一般及び廃棄物・資源循環」又は旧規則による「廃棄物管理」とするものに限る。)</p> <p>(b) シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)の登録(登録部門を「廃棄物部門」とするものに限る。)を受けている者であること。</p> <p>(イ) 担当技術者にあつては、直接的かつ恒常的な(公告日現在において3か月以上)雇用関係にある者であり、管理技術者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める者であること。ただし、次に掲げるいずれの要件にも該当する管理技術者であるときは、それぞれ次に定める者であることを要しない。</p> <p>a (ア) aに掲げる管理技術者 (ア) bに掲げる要件に該当する者</p> <p>b (ア) bに掲げる管理技術者 (ア) aに掲げる要件に該当する者</p> <p>イ 管理技術者及び担当技術者いずれもが、過去15年間に、国又は地方公共団体が発注する廃棄物処理施設(焼却施設)の解体撤去に係る設計</p> |

| | | |
|-----|-----|--|
| | | 業務又は施工監理業務に従事し、完了した実績を有していない場合にあっては、当該実績を有する直接的かつ恒常的な（公告日現在において3か月以上）雇用関係にある者を配置すること。 |
| (6) | その他 | <p>ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。</p> <p>イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。</p> <p>ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。</p> <p>エ 大津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。</p> <p>オ 建築士法第26条第1項又は第2項の規定による一級建築士事務所の登録の取消しを受けていないこと。</p> <p>カ 建設コンサルタント登録規程第12条第1項の規定による登録の停止を受けていないこと。</p> <p>キ 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、(イ)aにあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。</p> <p>(ア) 資本関係</p> <p>a 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合</p> <p>b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>c a又はbと同視しうる関係にあると認められる場合</p> <p>(イ) 人的関係</p> <p>a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>(a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>i 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>社における監査等委員である取締役</p> <p>ii 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>iii 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>iv 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>(b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>(c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>(d) 組合の理事</p> <p>(e) その他業務を執行する者であつて、(a)から(d)までに掲げる者に準ずるもの</p> <p>b 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合</p> <p>c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>d aからcまでと同視しうる関係にあると認められる場合</p> <p>ク 次の(ア)から(カ)までのいずれの場合にも該当しないこと。</p> <p>(ア) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。</p> <p>(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(ウ) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>(エ) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> |
|--|--|--|

| | | |
|--|--|---|
| | | (カ) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知らながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。 |
|--|--|---|

3 入札参加資格の審査の申請方法

(1) 入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、第5号の受付期間内に申請書等の提出がない場合は、入札に参加することができない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書（様式1）

イ 第2項第1号に記載の法令等による登録が確認できる書類（登録証等の写し）

ウ 履行実績書（様式2）

エ ウの履行実績が確認できる書類（コリンズ・テクリス等）

オ 配置予定技術者届出書（管理技術者）（様式3）

カ 配置予定技術者届出書（担当技術者）（様式4）

キ 管理技術者及び担当技術者の資格証、登録証等の写し

ク オ及びカの履行実績が確認できる書類（コリンズ・テクリス等）

ケ 配置予定技術者の雇用が確認できる書類

コ 入札参加資格審査結果通知返信用封筒（長形3号の封筒に返信先を記載し、84円切手を貼り付けたもの）

提出に当たっては上記の順番で編集すること。なお、各証明書については、写しも可とする。

(2) 前号ア、ウ、オ及びカに掲げる書類の様式は、大津市ホームページの当該入札公告のページからダウンロードして取得すること。なお、令和7年度大津市測量・設計等入札参加申請において、本店から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任している場合、提出書類の申請者は受任者でもって記名すること。ただし、履行実績書に記載する内容は本店又は支店契約のものも有効とする。

(3) 様式のサイズは、A4判とし、1部を提出するものとする。

(4) 申請者は、第1号に定める書類を、次号に掲げる入札参加資格の審査の申請の受付期間に受付場所において市長に提出すること。

(5) 入札参加資格の審査の申請の受付期間及び受付場所は、次のとおりとする。

ア 受付期間

令和8年2月9日（月）から同年2月20日（金）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 受付場所

大津市御陵町3番1号 大津市役所環境部環境施設課（市役所別館1階）

ウ 方法

申請書等は必ず持参すること。

(6) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(7) 提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格の審査資料の内容に関する留意事項

(1) 履行実績書（様式2）

ア 第2項第4号に規定している委託業務の実績を記載する。

イ 記載する履行実績は、新しいものから順に3件以内で記載すること。

ウ 記載した履行実績について下記の事項が確認できる資料を添付すること。

(ア) 業務名、契約期間、発注機関及び受注者

(イ) 過去15年間（平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間）に元請として、次のいずれかに該当する業務を受託して完了した実績

a 国又は地方公共団体が発注する鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延床面積1,000平方メートル以上の建築物の解体工事に係る設計業務または監理業務

b 国又は地方公共団体が発注する廃棄物処理施設（焼却施設）の解体撤去に係る設計業務または施工監理業務

（例）契約書及び仕様書の写し、履行証明書、コリンズ・テクリス等

(2) 配置予定技術者届出書（管理技術者）（様式3）

ア 次のいずれかに該当する者であることを記載すること。

(ア) 一級建築士の資格を有する者。

(イ) 次のいずれかに該当する者。

a 次のいずれかの技術部門に係る技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定による登録を受けている者であること。

(a) 建設部門（選択科目を「建設環境」とするものに限る。）

(b) 衛生工学部門（選択科目を「廃棄物・循環資源」又は技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）による改正前の技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号。（c）において「旧規則」という。）による「廃棄物管理」とするものに限る。）

(c) 総合技術監理部門（選択科目を「建設環境」若しくは「廃棄物・資源循環」又は旧規則による「廃棄物管理」とするものに限る。）

b シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の登録（登録部門を「廃棄物部門」とするものに限る。）を受けている者であること。

（免許証、登録証等の写しを添付すること。）

イ 雇用者との直接的かつ恒常的な（公告日現在において3か月以上）雇用関係が確認できる書類を添付すること。（（例）健康保険証の写し等）

ウ 過去15年間に技術者として、国又は地方公共団体が発注する廃棄物処理施設（焼却施設）の解体撤去に係る設計業務又は施工監理業務に従事し、完了した実績を有する場合は、その実績を証明する書類を添付すること。（（例）コリンズ・テクリス等）実績がない場合は、記載及び添付を不要とする。

- (3) 配置予定技術者届出書（担当技術者）（様式4）
- ア 次のいずれかに該当する者であることを記載すること。
- (ア) (2)ア(ア)に該当する管理技術者を配置した場合、(2)ア(イ)に掲げる要件に該当する者であること。
- (イ) (2)ア(イ)に該当する管理技術者を配置した場合、(2)ア(ア)に掲げる要件に該当する者であること。
- イ 雇用者との直接的かつ恒常的な（公告日現在において3か月以上）雇用関係が確認できる書類を添付すること。（(例)健康保険証の写し等）
- ウ 過去15年間に技術者として、国又は地方公共団体が発注する廃棄物処理施設（焼却施設）の解体撤去に係る設計業務又は施工監理業務に従事し、完了した実績を有する場合は、その実績を証明する書類を添付すること。（(例)コリンズ・テクリス等）実績がない場合は、記載及び添付を不要とする。
- (4) 当該委託業務に配置できる技術者について配置予定技術者届出書（様式3、様式4）に記載するものとするが、一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書の提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補者を記載する場合は、候補者1名に様式1枚とする。
- (5) 落札者は、配置予定技術者届出書（様式3）に記載した配置予定技術者を管理技術者として、配置予定技術者届出書（様式4）に記載した配置予定技術者を担当技術者として当該委託業務に配置すること。なお、病休、死亡、退職等の特別な場合を除いて、契約期間中は当該配置予定技術者を変更することは認めない。

5 入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加資格は提出された書類を審査の上、その結果を令和8年2月27日（金）以降に入札参加資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 審査結果にて入札参加資格を有することを認めた場合でも、開札日までに第2項各号に掲げる要件を満たさなくなるときは、入札者の資格を失うものとする。
- (3) 入札参加資格がないと認定された者には、第1号の通知書にその理由を付す。
- なお、入札参加資格がないと通知された者は、参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。この説明を求める場合は、令和8年3月5日（木）までに大津市役所環境部環境施設課へその旨を記載した書面を提出すること。

6 契約条項を示す場所及び期間

契約書及び仕様書については大津市役所環境部環境施設課において閲覧することができる。

閲覧期間は、令和8年2月9日（月）から同年3月16日（月）まで（市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

7 入札条件等

- (1) 入札方法 紙入札による

- (2) 入札日時 令和8年3月17日(火) 午前10時
- (3) 内訳書提出日時 令和8年3月17日(火) 午前10時
- (4) 入札場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所別館1階311会議室
(環境部環境施設課執務室横)
- (5) 入札保証金 大津市契約規則(昭和40年規則第35号。以下「契約規則」という。)第5条による。なお、当該取扱いについては、審査結果と併せて通知する。
- (6) 予定価格 落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。
- (7) 最低制限価格 落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。
- (8) 契約保証金 契約規則第24条による。
- (9) 入札回数 3回までとする。
- (10) 支払条件 前金払無し。部分払有り(支払回数については、1会計年度において1回を限度とする。)
- (11) 落札者の決定方法
落札者は、予定価格以下最低制限価格以上で、最低の価格をもって入札した者とする。
開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、くじにより決定する。
なお、落札者と決定された日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約を締結する日までの間に落札者が第2項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (12) 入札に関する注意事項
- ア 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 代理人による入札
入札を代理人が行う場合、代理人は、入札開始前に委任状を提出しなければならない。
なお、この場合の入札書には委任状に示された代理人の使用印鑑を押印すること。
- ウ 見積内訳書の持参
入札時には必ず見積内訳書(委託業務名、入札者の所在地・名称又は商号名・代表者職氏名を記載)を持参し提出すること。見積内訳書の税抜き合計額と入札書記載金額は一致させること。見積内訳書は一式計上ではなく、金抜き設計書に準じ、代価表を除く積算根拠(「数量×単価」等)がわかる内訳書とする。見積内訳書の提出がない場合は入札に参加できない。
- エ 入札書の日付
第2号の入札日を記載すること。
- オ 入札説明会

実施しない。

カ 質問について

質疑等がある場合には令和8年3月6日（金）午後5時までに質問書（様式はホームページに掲載のものを使用）を**大津市環境部環境施設課**へ電子メールにて送信すること。

※電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール送信にあたっては確認のため、送信した旨、大津市環境部環境施設課へ電話連絡すること。質問項目がない場合は提出不要

送信先アドレス otsul707@city.otsu.lg.jp

電話番号 077-528-2762

質問回答予定日時 令和8年3月11日（水） 大津市環境部環境施設課の本市ホームページ上（ホーム>事業者向け>入札・契約>一般競争入札>質問・回答）に掲載

※回答は当該入札参加審査の結果「参加資格あり」の業者からの質問に限ることとし、申請者の権利、競争上の地位及びその他正当な利益を害するおそれがある場合については、当該質問者にのみ回答する。

キ 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(ア) 契約規則第13条に該当する入札

(イ) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札

ク 入札の辞退

入札日前日の令和8年3月16日（月）午前12時までに辞退届（任意様式）を提出すること。

ケ 再度入札

開札の結果、落札者がいない場合は、2回を限度として再度入札をする。

コ その他

この説明書に記載のない事項は、契約規則、及び入札心得による。

8 この入札に関する問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市環境部環境施設課

電話 077-528-2762